令和８年（フ）第９９号
富山県氷見市中田766番地１、前住所富山県氷見市窪1757番地８
債務者　茶谷　真理子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　圭佑
４　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月５日午前10時30分
６　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１００号
富山県氷見市中田766番地１、前住所富山県氷見市窪1757番地８
債務者　茶谷　翔太
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　圭佑
４　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月５日午前10時35分
６　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第６７３号
千葉県松戸市胡録台185番地の９　ＣＡＳＡ胡録台102号
債務者　村上　絵梨（旧姓立原）
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島野由夏里
４　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月９日午後１時20分
６　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３６３号
静岡県島田市元島田9059番地の１　フローラサノＢ201
債務者　金子　　聡
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木惣一郎
４　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月９日午前10時
６　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１００号
栃木県小山市若木町３丁目５番14号　ファミール若木202号
債務者　片浦　規行
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内　亮二
４　破産債権の届出期間　令和８年９月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月10日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３７７号
新潟市中央区近江３丁目３番６号
債務者　新田　洋介
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島垣　哲平
４　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午前11時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７５号
広島県福山市駅家町大字坊寺137番地
債務者　藤原　　衛
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　　崇
４　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１００号
鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目８番45号、旧住所岡山県岡山市南区豊浜町８番38号オーキッドプラザ408
債務者　山本　幸司
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　真輝
４　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８２号
愛媛県松山市正円寺１丁目６番17号
債務者　香川　　勲
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
４　破産債権の届出期間　令和８年９月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第３７０３号
大阪府茨木市真砂２丁目16番19号　辻田ロイヤルビル　202号
債務者　角野　太紀
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西尾　和則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４２２号
福岡市早良区星の原団地37番206号
債務者　丸尾　修司
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　拓馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９６号
福岡市博多区博多駅前３丁目10番24―508号　日本住宅公団
債務者　佐藤　喜朗
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大津　集平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１１号
福岡県春日市上白水９丁目154番地　Ｉｔ’ｓ春日タウンＤ―102号
債務者　松岡　正一
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安井　杏奈
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３７号
福岡県糸島市潤二丁目７番12号　２－Ｃ
債務者　三谷　文乃
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　恭輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部